

佐賀県規則第5号

佐賀県介護保険法施行条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県介護保険法施行条例施行規則（平成25年佐賀県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後		
<p>(手数料の減免申請)</p> <p>第3条 条例第20条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書（様式）<u>を</u>知事に提出しなければならない。</p> <p>様式（第3条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="226 855 1099 898"><tr><td>略</td></tr></table>	略	<p>(手数料の減免申請)</p> <p>第3条 条例第20条の規定により手数料の減免を受けようとする場合は、手数料減免申請書（様式第1号）<u>に必要な書類を添えて、</u>知事に提出しなければならない。</p> <p>(手数料の還付申請)</p> <p>第4条 条例第21条第2号の規定により手数料の還付を受けようとする場合は、手数料還付申請書（様式第2号）<u>に必要な書類を添えて、</u>知事に提出しなければならない。</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1151 855 2024 898"><tr><td>略</td></tr></table> <p><u>注 災害を理由とする場合は、罹災証明書又は被災証明書を添付すること。</u></p>	略
略			
略			

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所
氏名

手数料還付申請書

佐賀県介護保険法施行条例(平成25年佐賀県条例第22号)第21条第2号の規定により、次のとおり手数料の還付を申請します。

手数料の名称	手数料の額	還付申請額	還付申請理由

注 災害を理由とする場合は、罹災証明書又は被災証明書を添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。